

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月14日

【四半期会計期間】 第20期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社NATTY SWANKY

【英訳名】 NATTY SWANKY Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井石 裕二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号新東京ビル7F

【電話番号】 03-5909-3013(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 金子 正輝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号新東京ビル7F

【電話番号】 03-5909-3013(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 金子 正輝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第3四半期 累計期間	第20期 第3四半期 累計期間	第19期
会計期間	自 2019年7月1日 至 2020年3月31日	自 2020年7月1日 至 2021年3月31日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日
売上高 (千円)	3,609,477	2,962,632	4,255,732
経常利益又は経常損失( ) (千円)	222,234	180,090	12,665
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失( ) (千円)	99,084	159,662	159,633
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	763,845	764,994	763,845
発行済株式総数 (株)	2,106,900	2,129,880	2,106,900
純資産額 (千円)	1,989,448	1,567,911	1,730,730
総資産額 (千円)	3,757,947	3,432,637	3,407,077
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	47.03	75.26	75.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	45.13	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00
自己資本比率 (%)	52.9	45.5	50.8

回次	第19期 第3四半期 会計期間	第20期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
1株当たり四半期純損失( ) (円)	12.34	54.12

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期第3四半期累計期間及び第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の抑制や個人消費の停滞により、極めて厳しい状況となりました。2021年3月に2回目の緊急事態宣言が解除となり、経済活動の再開が段階的に進められ、各種政策の実施により回復の兆しも見られましたが、4月に3回目の緊急事態宣言が発令される等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、緊急事態宣言による外出自粛や営業時間短縮要請などの影響により、外食の機会が減少するとともに、感染予防のために店内飲食が避けられる等、厳しい経営環境が続いております。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえながら店舗営業を行い、一時は来店客数が回復傾向にありましたが、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮により、再び減少に転じることとなりました。こうした状況の中、お客様が自宅でダンダダンの味を楽しんでいただけるように、テイクアウトやデリバリーサービス、ECサイトでの販売に加え、スーパーでの冷凍餃子の販売を開始しました。

なお、当第3四半期累計期間に新規直営店6店舗及び新規フランチャイズ店5店舗を出店しております。

上記の結果、当第3四半期累計期間における当社の業績は、売上高2,962,632千円（前年同期比17.9%減）、営業損失 205,664千円（前年同期は219,233千円の営業利益）、経常損失 180,090千円（前年同期は222,234千円の経常利益）、四半期純損失 159,662千円（前年同期は99,084千円の四半期純利益）となりました。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ25,560千円増加し、3,432,637千円となりました。これは、流動資産が170,103千円減少し1,513,728千円となったこと及び固定資産が195,663千円増加し1,918,908千円となったことによるものであります。

流動資産の減少は、主には新規出店に係る投資に伴う現金及び預金の減少123,140千円によるものであり、固定資産の増加は、主には新規出店に伴う有形固定資産の増加102,001千円及び差入保証金の増加28,264千円によるものであります。

一方、負債については前事業年度末に比べ188,379千円増加し、1,864,726千円となりました。これは、流動負債が319,331千円増加し1,122,211千円となったこと、及び固定負債が130,951千円減少し742,514千円となったことによるものであります。

流動負債の増加は、主には新規借入による短期借入金の増加390,000千円によるものであり、固定負債の減少は、主には借入金返済による長期借入金の減少134,132千円によるものであります。

純資産については、前事業年度末に比べ162,819千円減少し、1,567,911千円となりました。これは、主には配当金の支払10,534千円及び四半期純損失 159,662千円の計上で、利益剰余金が170,196千円減少したことによるものであります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,432,000
計	6,432,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,129,880	2,129,880	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,129,880	2,129,880		

(注) 提出日現在発行数には、2021年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日(注)	4,080	2,129,880	204	764,994	204	751,594

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,123,800	21,238	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	1,900		
発行済株式総数	2,125,800		
総株主の議決権		21,238	

(注) 1. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社NATTY SWANKY	東京都新宿区西新宿一丁目 19番8号新東京ビル7F	100		100	0.00
計		100		100	0.00

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年7月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,395,178	1,272,037
売掛金	48,416	56,019
商品及び製品	24,235	25,005
原材料及び貯蔵品	3,303	2,864
その他	212,696	157,801
流動資産合計	1,683,832	1,513,728
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,537,412	1,655,757
減価償却累計額及び減損損失累計額	427,285	514,500
建物（純額）	1,110,126	1,141,256
その他	247,441	267,810
減価償却累計額及び減損損失累計額	155,058	184,744
その他（純額）	92,383	83,065
建設仮勘定	2,955	83,144
有形固定資産合計	1,205,465	1,307,467
<b>無形固定資産</b>	4,944	18,609
<b>投資その他の資産</b>		
差入保証金	365,058	393,322
その他	147,776	199,509
投資その他の資産合計	512,835	592,832
固定資産合計	1,723,244	1,918,908
資産合計	3,407,077	3,432,637



(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	107,156	101,310
短期借入金	-	390,000
1年内返済予定の長期借入金	387,617	330,175
未払法人税等	26,445	16,367
引当金	2,627	9,595
その他	279,033	274,762
流動負債合計	802,880	1,122,211
固定負債		
長期借入金	775,663	641,531
資産除去債務	36,022	36,083
その他	61,780	64,900
固定負債合計	873,466	742,514
負債合計	1,676,346	1,864,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	763,845	764,994
資本剰余金	750,445	751,594
利益剰余金	216,772	46,575
自己株式	331	518
株主資本合計	1,730,730	1,562,645
新株予約権	-	5,265
純資産合計	1,730,730	1,567,911
負債純資産合計	3,407,077	3,432,637

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,609,477	2,962,632
売上原価	1,071,137	862,069
売上総利益	2,538,339	2,100,562
販売費及び一般管理費	2,319,106	2,306,227
営業利益又は営業損失( )	219,233	205,664
営業外収益		
助成金収入	-	1 27,971
保険解約返戻金	11,096	-
その他	3,396	6,513
営業外収益合計	14,493	34,484
営業外費用		
支払利息	7,044	7,325
その他	4,447	1,585
営業外費用合計	11,492	8,910
経常利益又は経常損失( )	222,234	180,090
特別利益		
固定資産売却益	3,148	699
助成金収入	-	23,886
特別利益合計	3,148	24,586
特別損失		
固定資産除却損	486	-
減損損失	39,937	46,582
災害による損失	417	-
店舗閉鎖損失	-	3,232
出店計画中止損失	2 20,360	-
特別損失合計	61,201	49,815
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	164,180	205,319
法人税等	65,096	45,656
四半期純利益又は四半期純損失( )	99,084	159,662

## 【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染症の収束時期について、前事業年度末においては、2020年12月頃まで状況が継続し、2021年1月頃から徐々に回復に向かうと仮定しておりました。しかしながら、2021年1月7日の緊急事態宣言発出及び2021年4月23日の緊急事態宣言発出等を鑑みて、2021年6月頃まで現在の状況が継続し、2021年7月頃から徐々に回復に向かうと仮定を変更し、繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等の会計上の見積りを行っております。

(四半期損益計算書関係)

## 1 助成金収入

前第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各自治体から支給された給付金等を助成金収入として計上しております。

## 2 出店計画中止損失

前第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2019年度第3四半期累計期間に新規出店の出店計画を中止したことに伴い発生した損失であり、賃貸借契約の解約不能期間に係る家賃や工事契約の解除に伴う違約金等の損失であります。

この損失額には出店計画中止損失引当金繰入額14,747千円が含まれており、現時点で合理的な見積もりが可能な範囲における見積額を計上しております。

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費	102,897千円	103,737千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	31,603	15.00	2019年6月30日	2019年9月27日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額のうち、5円は東京証券取引所マザーズ上場に伴う記念配当であります。

2. 基準日が当第3四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	10,534	5.00	2020年6月30日	2020年9月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	47.03円	75.26円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	99,084	159,662
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失( )(千円)	99,084	159,662
普通株式の期中平均株式数(株)	2,106,885	2,121,490
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	45.13円	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	88,710	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

## (コミットメントライン契約の変更)

当社は、機動的な資金調達を可能とするために2020年4月30日及び2020年5月7日に締結したコミットメントライン契約について、以下の内容に変更することを決議し、2021年4月27日付で契約を締結いたしました。

(1) 契約締結先	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
(2) 借入極度額	350,000千円	350,000千円
(3) 契約締結日	2021年4月27日	2021年4月27日
(4) 契約期限延長後の期限	2022年5月6日	2022年4月30日
(5) 担保の有無	無担保	無担保

## (借入金の借換え)

当社は、2021年4月30日が返済期限の短期借入金について、資金繰りの安定化を目的に、各金融機関と借入期間を半年から5年とする借換えを実行いたしました。

(1) 資金使途	運転資金	運転資金
(2) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
(3) 借入金額	150,000千円	150,000千円
(4) 借入実行日	2021年5月6日	2021年4月30日
(5) 借入期間	5年	5年
(6) 担保の有無	無担保	無担保

## (時短協力金について)

当社は、各自治体に新型コロナウイルス感染拡大防止のための営業時間短縮要請に伴う時短協力金の支給を申請をしており、支給決定時点で収益を認識予定です。

なお、提出日現在の時短協力金申請額(当第3四半期累計期間での支給決定額を除く)及び当第3四半期会計期間末日後から提出日現在までの支給決定額は以下の通りです。

- (1) 提出日現在の時短協力金申請額(当第3四半期累計期間での支給決定額を除く) 299,840千円  
 (2) 上記のうち、当第3四半期会計期間末日後から提出日現在までの支給決定額 107,880千円

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月14日

株式会社NATTY SWANKY

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島 村 哲指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 選

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NATTY SWANKYの2020年7月1日から2021年6月30日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NATTY SWANKYの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。



- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。